



山形県公報

平成16年4月1日(木)

号 外(23)

目 次

告 示

土地改良区の合併の認可.....(村山総合支庁農村計画課)... 1
 土地改良区の定款変更の認可.....(同)...同

選挙管理委員会関係

告 示

山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程..... 2
 昭和61年8月県選挙管理委員会告示第50号(山形県議会議員及び山形県知事の選挙に用いる
 投票用紙の様式)の一部改正..... 3

告 示

山形県告示第416号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により、土地改良区の合併を次のとおり認可した。

平成16年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 定款を変更して合併後存続する土地改良区の名称
村山東根土地改良区
- 2 事務所の所在地
村山市中央一丁目6番12号
- 3 合併により解散する土地改良区の名称
村山市西郷土地改良区
村山市袖崎土地改良区
- 4 認可年月日
平成16年4月1日

山形県告示第417号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成16年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良区の名称
村山東根土地改良区
- 2 事務所の所在地
村山市中央一丁目6番12号
- 3 認可年月日
平成16年4月1日

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第19号

山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

山形県選挙管理委員会
委員長 安 部 敏

山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

山形県公職選挙事務取扱規程(昭和35年7月県選挙管理委員会告示第13号)の一部を次のように改正する。
第29条の次に次の1条を加える。

(投票用紙等に押すべき印)

第29条の2 投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき県の委員会の印は、刷込み式とする。
別記第52号様式(別紙)中

「

--	--	--

」を

「

--	--	--

」に、
備考 「選挙当日の有権者数」欄には、期日前投票を行つた者のうち選挙の期日までの間に選挙権を有しなくなつたものも含まれるものであること。」

「

--	--	--

」を

「

--	--	--

」に改める。
備考 「選挙当日の有権者数」欄には、期日前投票を行つた者のうち選挙の期日までの間に選挙権を有しなくなつたものも含まれるものであること。」

別記第63号様式中
「

当日の投票者数	不在者投票者数	計

」を

「

当日の投票者数	期日前投票者数	不在者投票者数	計

」に、

「7 法第68条の2第4項の規定による^{あん}按分により切り捨てた有効投票数 票 」を
「7 法第68条の2第4項の規定による^{あん}按分により切り捨てた有効投票数 票

備考 「選挙当日の有権者数」欄には、期日前投票を行つた者のうち選挙の期日までの間に選挙権 に改める。
を有しなくなつたものも含まれるものであること。」

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の山形県公職選挙事務取扱規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

山形県選挙管理委員会告示第20号

昭和61年8月県選挙管理委員会告示第50号(山形県議会議員及び山形県知事の選挙に用いる投票用紙の様式)の一部を次のように改正する。

平成16年4月1日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 安 部 敏

備考第2項を削り、同備考第1項の項番号を削る。

平成16年4月1日印刷
平成16年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056